

平成 29 年度（平成 29 年 4 月発行）権利化支援に関する契約約款 新旧対比表

旧	新
第 1 条～第 3 条 （略）	第 1 条～第 3 条 （略）
<u>（実施料収入の取り扱い）</u> 第 4 条 乙は、いずれかの支援対象国における特許を受ける権利または本特許権に関して、実施料収入を得た場合、かかる実施料収入についての甲の事前の書面による承諾がない限り、前条に基づき甲が支出した費用のうち、当該支援対象国に関する費用支出相当額を次項以下の手続に従い、甲に返還するものとする。 2 乙は、前項に基づく乙の支払いについて、当該支援対象国に関して甲が行った費用支出相当額の累計から前年度までの乙による返還額の累計を控除した額を上限として、各年度の実施料収入の額の確定後速やかに当該実施料収入の額の半分以上を甲に返還するものとする。なお、本契約において、「年度」とは甲の事業年度である毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいうものとする。 3 PCT 出願が支援対象となっている場合、PCT 出願の移行手続き前に発生した全指定国に共通する手続きに関する費用（国際出願費用等）を本指定国移行手続きを行う国の数で除して得られた金額については、当該移行の行われた国に関する甲の費用支出相当額として算入されるものとする。 4 欧州特許出願が支援対象となっている場合、欧州特許の付与が公告されるまでの欧州特許出願締約国に共通する手続きに関する費用を締約国の	<u>（実施料収入の取り扱い）</u> 第 4 条 （削除）

<u>指定が行われた国の数で除して得られた金額については、当該締約国に関する甲の費用支出相当額として算入されるものとする。</u>	
(費用支出の終了) 第5条 甲は、各支援対象国において次の各号の一の事由が生じた場合には、第3条に基づく甲の費用支出の全部または一部を終了するものとし、括弧書きがあるときはそれぞれ括弧書きに定める日を、それ以外については甲が定める日をもって費用支出終了日とする。 <u>(1) 前条に基づき計算された、乙の返還額の累計が甲の費用支出相当額の累計総額に至った場合</u> (2) 当該支援対象国における特許を受ける権利又は本特許権が乙から第三者に対し譲渡された場合 (3) 支援対象国において、拒絶査定が確定した場合、放棄、出願取り下げがなされた場合、もしくは本特許権について無効が確定した場合 (4) 甲が当該指定国における本出願について移行手続きに関して支援すべきでないと判断した場合 (5) 本出願において、指定国移行期限が到来した場合(指定国移行期限日) (6) 本指定国移行手続き又は締約国の指定において、乙からの終了申請がなされた場合(乙による終了申請日) (7) 乙が希望した場合 (8) 乙が本契約の条項に違反した場合 (9) 主務官庁からの指示、行政指導または財政上の問題等により甲が本契約に基づく支援を行うことが困難な状況に至った場合 (10) その他甲が必要と判断した場合 2 甲は、原則として本出願から3年が経過した時点において費用支出の必	(費用支出の終了) 第5条 甲は、各支援対象国において次の各号の一の事由が生じた場合には、第3条に基づく甲の費用支出の全部または一部を終了するものとし、括弧書きがあるときはそれぞれ括弧書きに定める日を、それ以外については甲が定める日をもって費用支出終了日とする。 <u>(1) (削除)</u> (2) 当該支援対象国における特許を受ける権利又は本特許権が乙から第三者に対し譲渡された場合 (3) 支援対象国において、拒絶査定が確定した場合、放棄、出願取り下げがなされた場合、もしくは本特許権について無効が確定した場合 (4) 甲が当該指定国における本出願について移行手続きに関して支援すべきでないと判断した場合 (5) 本出願において、指定国移行期限が到来した場合(指定国移行期限日) (6) 本指定国移行手続き又は締約国の指定において、乙からの終了申請がなされた場合(乙による終了申請日) (7) 乙が希望した場合 (8) 乙が本契約の条項に違反した場合 (9) 主務官庁からの指示、行政指導または財政上の問題等により甲が本契約に基づく支援を行うことが困難な状況に至った場合 (10) その他甲が必要と判断した場合 2 甲は、原則として本出願から3年が経過した時点において費用支出の必

要性について支援対象国毎に検討し、その唯一の裁量に基づき必要性が低いと判断した場合には、乙にその旨通知の上、以降の費用支出を行わない。	要性について支援対象国毎に検討し、その唯一の裁量に基づき必要性が低いと判断した場合には、乙にその旨通知の上、以降の費用支出を行わない。
<u>(費用支出の終了に基づく支援費の返還)</u> 第6条 前条第1項((1)、(2)、(4)及び(8)を除く)に従い、費用支出が終了した場合、甲の書面による別途の指示がない限り、乙は甲に対し、費用支出を終了した支援対象国に関する甲の費用支出相当額から乙が第4条に基づき返還した額を控除した額を返還するものとする。但し、乙の責によらずして本特許権について拒絶査定又は無効が確定した場合については返還を要しないものとする。 2 前条第1項(2)に従い費用支出が終了した場合、甲の書面による承諾がない限り、乙は甲に対し、第3条に基づき甲が支出した金額全額から乙が第4条に基づき返還した額全額を控除した額を返還するものとする。但し、返還額は本特許権の譲渡価格から乙の自己負担分(外国出願に係る甲の支援対象外の費用)及び本特許権の譲渡に要する費用(譲渡に伴う活動費用、名義変更費用、発明者への還元分等)を控除した額を返還するものとする。 3 前条第1項(8)に従い費用支出が終了した場合及び第12条に基づき本契約が終了した場合、甲の書面による承諾がない限り、乙は甲に対し、第3条に基づき甲が支出した金額全額から乙が第4条に基づき返還した額全額を控除した額を返還するものとする。 4 本条に基づく乙の支払い方法については、甲、乙別途協議の上定める。	<u>(費用支出の終了に基づく支援費の返還)</u> 第6条 (削除)
第7条～第12条 (略)	第7条～第12条 (略)

	<u>(費用の返還)</u> <u>第 1 2 条の 2 申請機関は、以下に掲げる場合、本契約の解除の有無にかかわらず、機構の指定する日までに、機構が支出した費用の全部又は機構が定める一部を一括して返還しなければならない。</u> <u>(1) 申請機関が本契約に基づく費用の支出以外の外国特許出願促進を主目的とする国費又は国費を財源とする資金により本出願、本指定国移行手続き又は締約国の指定の費用の支援を重複して受けていたとき</u> <u>(2) 申請機関が本契約に違反したとき</u> <u>(3) 第 3 条第 1 項の規定に基づき機構が支出対象として認めるべきでなかった費用又は支援対象外費用とされるべき費用が過誤により支出されていたことが判明したとき</u> <u>(4) 支援対象国における出願費用の全部又は一部が特許庁（外国の特許庁を含む。）又は代理人から返金されたとき</u> <u>(5) 第 1 2 条により機構が本契約を解除したとき</u>
(有効期間) 第 1 3 条 本契約の有効期間は、本契約の締結の日から、<u>第 4 条、第 6 条に基づく費用の全額の返還の完了する日、本特許権の不成立・無効が全ての支援対象国において確定する日または本特許権が全ての支援対象国において消滅する日のいずれか早い日までとする。但し、第 4 条、第 6 条、第 9 条及び第 1 0 条の規定並びに第 8 条第 2 項に基づく甲の本特許権に係る通常実施権は存続するものとする。</u>	(有効期間) 第 1 3 条 本契約の有効期間は、本契約の締結の日から、本特許権の不成立・無効が全ての支援対象国において確定する日または本特許権が全ての支援対象国において消滅する日のいずれか早い日までとする。但し、<u>第 9 条、第 1 0 条及び第 1 2 条の 2 の規定並びに第 8 条第 2 項に基づく甲の本特許権に係る通常実施権は存続するものとする。</u>
別紙 1 (略)	別紙 1 (略)